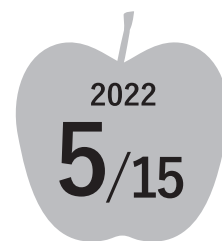


広報 ひろさき



No.390

5月

考えよう！大人になるとできること、気を付けること は消費者月間です

令和4年4月1日から「18歳から大人」になりました。消費者トラブルに巻き込まれないためにできることを、改めて周囲の大人も一緒に考え、実践につなげられるよう「考えよう！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」が消費者月間の統一テーマとして掲げられています。期間中、パネル展示や講座で、消費生活に関する情報をわかりやすく紹介するほか、いろいろな相談にも随時応じていますので気軽にご利用ください。

消費者ホットライン 188のご利用を ～一人で悩まず、まずは相談～

消費者ホットライン 188(局番なし)は、消費生活センターなどの消費生活相談窓口を案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

「悪質商法による被害にあった」、「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていませんか。

また「新型コロナウイルス感染症のワクチンが接種できる。後日全額返金されるので10万円を振り込むように」等の不審電話など、新型コロナウイルス感染症に関連したトラブルで困っていませんか。

そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188(いやや!）」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

※相談は無料ですが、通話料がかかります。

■問い合わせ先 市民生活センター(☎ 33-5830、☎ 34-3179)



「泣き寝入りは超いやや(188)！」で覚えてください。

▲消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター イヤヤン

消費者月間パネル展示

▼とき 5月25日(水)～31日(火)
午前8時30分～午後9時

▼ところ ヒロロ(駅前町)3階ヒロロスクエア

▼内容 消費生活に関するパネル展やリーフレットの提供・各種相談窓口の紹介など

■問い合わせ先 市民生活センター(ヒロロ3階、☎ 33-5830、☎ 34-3179)

くらしの消費者講座

▼とき 5月31日(火)
午後2時～3時

▼ところ ヒロロ3階多世代交流室2

▼テーマ 「成年年齢引き下げで変わること～詐欺被害に気を付けよう～」

▼講師 中田鶴子さん(青森県金融広報委員会金融広報アドバイザー)

▼定員 20人(先着順)

※事前の申し込みは不要。

▼参加料 無料

■問い合わせ先 市民生活センター(☎ 33-5830、☎ 34-3179)



「広報ひろさき」録音版の配布を希望する人は障がい福祉課(☎ 40-7036)まで。



「広報ひろさき」をアプリで読めます！「マチイロ」で検索(iOS・Android対応)

